

令和4年 第2回定例会

大仙美郷介護福祉組合議会会議録

令和4年11月29日 開会

令和4年11月29日 閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

令和4年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会
議 事 日 程

令和4年11月29日（火曜日）午後1時30分開議

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告 例月出納検査結果

1 報 告

日程第4 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

2 条 例

日程第5 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第9号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

日程第7 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例及び大仙美郷介護福祉組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

3 決 算

日程第8 議案第11号 令和3年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について

4 予 算

日程第9 議案第12号 令和4年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第13号 令和4年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（8名）

- | | |
|----|-------|
| 1番 | 森元淑雄 |
| 2番 | 本間輝男 |
| 3番 | 泉美和子 |
| 4番 | 鈴木良勝 |
| 5番 | 大山利吉 |
| 6番 | 挽野利恵 |
| 7番 | 戸嶋貴美子 |
| 8番 | 後藤健 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	老松博行
事務局長	藤澤健吾
真昼荘所長	佐藤多万喜
真木苑所長	安達京子
真森苑副所長（所長心得）	藤田永孝

職務のため出席した者の職氏名

書記	佐藤	巧
書記	辻	真紀

- 議長（後藤健）
定刻より若干早いですけれども、議員の皆さん出席しておりますので、只今から令和4年第2回 大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午後1時 宣告）

- 議長（後藤健）
管理者から招集のあいさつがあります。
老松管理者。

- 管理者（老松博行）
はい、議長。

- 議長（後藤健）
はい、管理者。

- 管理者（老松博行）
召集のあいさつの前に一言、ご報告させていただきます。
本日出席予定でありました副管理者 松田美郷町長であります。急な事情により欠席となりますので、何卒御了承いただきたいと思います。
本日、令和4年 第2回 大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。
さて、今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、先決処分報告1件、条例案3件、令和3年度決算認定1件、及び補正予算案2件の合計7件であります。
この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認並びにご認定賜りますようお願い申し上げます。
それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況等についてご報告させていただきます。

はじめに、総務部局関係について申し上げます。

居宅介護支援事業所の体制強化のため、介護支援専門員の職員採用試験を実施し、8月4日に1名の合格を発表し、令和4年9月12日付けで採用しております。また、一般行政職及び介護士の新卒者の1次試験を9月24日に、2次試験を11月11日に実施しております。一般行政職は1次試験で合格者なしとなっております。介護士は3名の合格を11月25日に発表し、令和5年4月1日付けで採用することとしております。

なお出身市町別内訳は、介護支援専門員は大仙市、介護士は大仙市2名、仙北市1名となっております。

次に、介護サービス関係について申し上げます。

はじめに、特別養護老人ホーム真森苑についてであります。増床改修工事が完了し、令和4年4月1日から定員40名増の105名の施設にリニューアルされております。令和4年度におきましては、現状の職員数で職員配置基準を満たす、定員25名増の90名を目途に入所を進めているところであります。引き続き職員採用試験を実施し、令和5年度には満床を目指したいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。7月7日に真森苑で入所者1名、職員4名、9月7日に真木苑で入所者5名、職員1名が感染し、それぞれ集団感染として大仙保健所に報告しております。またこのことに伴い、真森苑の通所サービスを7月7日から23日間、真木苑の通所サービスを9月2日から8日間、それぞれ営業休止としております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況につきましてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（後藤健）
これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において
6番 挽野利恵 議員
7番 戸嶋貴美子 議員
を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○ 議長（後藤健）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なし)

○ 議長（後藤健）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議長報告

○ 議長（後藤健）

日程第3、諸般の報告を行います。
例月出納検査結果が代表監査委員から提出されましたので、お手元に配布のとおり報告いたします。

日程第4 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

○ 議長（後藤健）

日程第4、議案第7号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第7号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。
資料No.1の5ページをお願いいたします。
この補正予算は、真森苑の設備修繕に係る経費として、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ133万5千円を追加し、補正後の予算総額を12億3,943万8千円としたものであります。
補正予算の概要につきまして歳入からご説明申し上げます。
12ページをお願いいたします。
5款、繰入金は、財政調整基金といたしまして、133万5千円の補正であります。
続きまして歳出についてご説明申し上げます。
14ページをお願いいたします。
1款、総務費の補正であります。真森苑増床改修工事におきましては、改修前の施設に設置されたボイラー、ポンプ等の設備をそのまま使用する計画でありましたが、改修工事の完了に際して行った試運転で不具合が判明し、緊急修繕を行う必要が生じたことから、これに係る経費として、133万5千円の補正を行ったものであります。本件は令和4年2月25日付けで地方自治法の規定によりまして令和3年度介護保険事業特別会計の補正予算を専決処分させていただいたものであります。専決処分後、本定例会までの間、議会の開催がございましたので、間隔が空く形となりましたが、同法の規定に基づき、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、議案第7号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（後藤健）
提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。
- 2番（本間輝男）
議長。
- 議長（後藤健）
はい、2番 本間議員。
- 2番（本間輝男）
今、局長から報告がありました、そのことについては申し上げません。
ただ、そういう会議がなかったから専決処分、2月にやって今12月に専決処分という事で承認をもらうということなんだけれども、確かこの間に1回か2回は会議があったような気がしまして、やっぱり承認を得ようとしても我々としてみれば報告だけは受けておきたかったというような思いがあります。はっきり言って、で、半年以上も議会がなければやらないことだけれども、こういうふう専決してますという事だけは報告あれば大変ありがたいと思っております。今後そういうことのないようにお願いします。
- 事務局長（藤澤健吾）
はい、議長。
- 議長（後藤健）
はい、局長。
- 事務局長（藤澤健吾）
お答えいたします。
今後、専決処分後、次の議会の開催までに期間が空きすぎるようなケースに関しましては、文書なり通知なりの形でこの議会への報告の前に、ご報告に変えてといたしますか、その通知があっても当然そのあとに議会へ報告、承認をお願いするわけでありましてけれども、内容の報告だけ別の形で行うようにしたいと思っております。
- 議長（後藤健）
他に質疑ありませんか。
(なし)
- 議長（後藤健）
ないようですので、これで質疑を終わります。
- 議長（後藤健）
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
(なし)
- 議長（後藤健）
討論なしと認めます。
これより、議案第7号を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（後藤健）
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第5 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 議長（後藤健）
日程第5、議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第8号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料No.1の17ページ、併せまして資料No.4の1ページをお願いいたします。

本案は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和するなどの見直しを行うものであります。今年の2月定例会におきましても非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和を内容とした条例改正を可決いただいておりますが、それに乗せする形で更に要件緩和を行うこととして法改正がされております。改正点は大きく2つあります。1つ目は育児休業の取得回数についてであります。現行、出産後8週間以内に1回であるところ、これを2回までとするものであります。2つ目は、育児休業の対象期間についてであります。子が1歳6か月又は2歳に達するまで延長できる要件に、夫婦交代での取得などが含まれるようにするものであります。施行日は、公布の日からとするものであります。

以上、議案第8号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

○ 議長（後藤健）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 議長（後藤健）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第9号 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

○ 議長（後藤健）

日程第6、議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第9号、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてご

説明申し上げます。

資料No.1の23ページ、併せまして資料No.4の1ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職員上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の整備を行うものであります。本条例の制定により、一部改正又は廃止になる条例は、記載のとおり9つの条例であります。

改正内容につきまして、2ページをお願いいたします。

改正内容は、国家公務員に係る改正内容を基準とした上で構成市町及び類似団体との均衡を図ったものとなっております。

1点目の定年の引き上げについてであります。表のとおり、現行60歳を令和13年度までかけて段階的に引き上げることとするものであります。

2点目の管理監督職勤務上限年齢制の導入についてであります。組織の新陳代謝が停滞しないよう、60歳での役職定年制を導入することとするものであります。

3点目は、60歳に達した職員の給料月額を7割に設定することとするものであります。

4点目は、現行の再任用制度を廃止し、それに代わる制度を導入することとするものであります。施行日は、令和5年4月1日からとするものであります。

以上、議案第9号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 2番（本間輝男）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、2番 本間議員。

○ 2番（本間輝男）

このことについて反対は申し上げませんが、あえて確認いたします。

いま、若い方々の労働力不足という事でこの介護組合そのものも含めて介護事業そのものが非常に雇用に関して慎重にせざるを得ないような状況の中で、この組合において真昼、真木、真森苑の職員の充足率というのはどの程度になっているのか聞いてみたいと思っております。

通告書を出さないで大変失礼ですが、おおよそで結構です。職員の充足率というのはどのぐらいになっているのかお伺いいたします。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

本間議員の質疑にお答えいたします。

充足率というご質問でしたけれども、細かなパーセンテージはいま資料持ち合わせておりませんので申し訳ありませんが、概ねという事でよろしいのであれば、職員の配置基準に対しては上回っている形で職員は配置されております。

○ 2番（本間輝男）

議長。

○ 議長（後藤健）

はい、本間議員。

○ 2番（本間輝男）

わかりました。次に法の安定については令和13年の3月31日までの暫定でいくわけですが、これをいくことにより再任用職員の配置ということがやっぱり出てくるわけです。まず懸念されるのは職員の人件費がそれなりに上がってくるのではないかというような、私なりの素人の考え方です。と同時に職員の体制、やっぱり年配の方だとか中間の方だとか、若い方々のバランスを考えながら職員採用していると思いますが、これが65歳まで延長された場合の体制的にはどのような見通しをたてているのか、ちょっと確認をしてみたいと思っております。事務局長ができないとすれば管理者で結構です。

○ 議長（後藤健）

はい、事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

お答えいたします。

ただいま本間議員のご指摘にありましてとおおり、まず1点目、この職員の定年引き上げによって人件費の上昇というものはあると思います。そのように意識いたしております。加えて、若い職員等の年齢構成のバランス、そして定年が延長された職員の配置の難しさというようなこともご指摘の通り意識をしております。これからその令和13年度までかけて65歳まで延長されていくわけですけれども、その間さっそく定年の延長になる職員というものは令和5年度から少人数ながらも出てくるわけでありますので、そういった職員の配置、試行錯誤していくなかで固まってくるものと思いますけれども、若い職員でないと出来ない仕事、それから60歳を超えたベテランの知識見識のある職員でないと出来ない仕事というものがござりますので、そういったところ適材適所勘案しながら配置のほう、これからでございますが検討していきたいというふうに思っております。

○ 議長（後藤健）

よろしいですか。

○ 2番（本間輝男）

議長。

○ 議長（後藤健）

はい、2番 本間議員。

○ 2番（本間輝男）

今朝の新聞で、国は生活援助サービスの事業主体を市町村に移すか移さないか。そういうような報道が出たわけですが、こういう流れの中で、国はある程度市町村に権限を委譲するような時代に移ると思います。そのためには、ある程度介護職員の高度な技術なり資格を有するような方々がこれから必要になる体制が必ず来ると思っています。その辺について管理者は、将来的にやっぱり職員の定年制を延長する中で職員の質を上げていくためには何とするか。考えていることがあったら教えてください。

○ 議長（後藤健）

はい、管理者。

○ 管理者（老松博行）

はい、本間議員の質疑にお答えしたいと思います。

今日の新聞の記事、わたし読んでおりませんでしたけれども、いずれそういうふうなことを国のほうで検討されているとすれば、当組合としてもまた市町村としてもですね、それにしっかりと対応できるような人材の確保ということは当然必要になってくると思いますので、様々な研修やいろんな機会を通じてですね、職員の資質、スキルアップということには努めてまいります。

○ 2番（本間輝男）

終わります。

○ 議長（後藤健）

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

- 議長（後藤健）
無いようですので、以上で質疑を終わります。
- 議長（後藤健）
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
(なし)
- 議長（後藤健）
討論なしと認めます。
これより、議案第9号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（後藤健）
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例及び大仙美郷介護福祉組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 議長（後藤健）
日程第7、議案第10号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾）
はい、議長。
- 議長（後藤健）
はい、局長。
- 事務局長（藤澤健吾）
議案第10号、一般職の職員の給与に関する条例及び大仙美郷介護福祉組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。
資料No.1の47ページ、併せまして資料No.4の3ページをお願いいたします。
本案は、人事院勧告等にかんがみ、職員の給料月額及び勤勉手当を引き上げるものであります。令和4年度に係る改正につきましては、12月期の支給率におきまして、再任用以外の職員が0.1月の引き上げ、再任用職員が0.05月の引き上げとなるものであります。また、行政職給料表と会計年度任用職員給料表におきまして、若年層を中心としたベースアップを行うものであります。令和5年度に係る改正につきましては、一般職の職員において6月期と12月期の支給率の均衡調整を行うとともに、再任用職員に代わって新たに置かれることとなる各職員についての期末勤勉手当率を定めることとするものであります。本条例は、令和4年度に係る改正分は令和4年12月1日から施行で、ベースアップ分は同年4月1日に遡って適用、令和5年度に係る改正分につきましては令和5年4月1日から施行することとしております。
以上、議案第10号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議長（後藤健）
提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
(なし)
- 議長（後藤健）
よろしいですか。質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結いたします。

- 議長（後藤健）
これより討論に入ります。
討論ありませんか。
（なし）
- 議長（後藤健）
討論なしと認めます。
これより、議案第 10 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか
（異議なし）
- 議長（後藤健）
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第 8 議案第 11 号 令和 3 年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定について

- 議長（後藤健）
日程第 8、議案第 11 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾）
はい、議長。
- 議長（後藤健）
はい、局長。
- 事務局長（藤澤健吾）
ご説明申し上げます。
はじめに、お手元の資料No.2の決算書と資料No.5の決算説明資料を併せてご用意くださるようお願いいたします。
議案第 11 号令和 3 年度大仙美郷介護福祉組合歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。
今回ご審議いただく令和 3 年度の一般会計、介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第 233 号第 2 項の規定により、監査委員の審査をいただいたものであります。なお、審査結果は、提出されております審査意見書のとおりであります。
資料No.5の1ページから2ページをお願いいたします。
会計別決算総括表に基づきまして、全会計の概況につきましてご説明いたします。
金額は記載のとおりですので、読み上げを省略いたします。
歳入総額は、前年度比 18.4%の増であります。これは、主に真森苑増床改修工事に係る県支出金の交付と地方債の借入れによるものであります。
歳出総額は、前年度比 19.6%の増であります。これは、真森苑増床改修工事に伴う普通建設事業費の増に加え、当該工事に伴う令和 4 年度からの入所定員増を踏まえた職員の増員や灯油代、電気料金の値上がり等によるものであります。
歳入歳出差引額は、前年度比 43.8%の減であります。
次に右から 3 列目の積立金及び繰上償還金であります。前年度比 99.9%の減であります。職員の増員や光熱費の値上がりで生じた歳出の増に伴い、財政調整基金積立金を利子のみとしたことによるものであります。積立金取崩額は、前年度と同様になしであります。
最後に実質単年度収支ですが、前年度比で 2,448 万 1,564 円減少いたしました。歳出の増に、前年度繰越金を充てたため、実質単年度収支はマイナスとなったものであります。
次に、収支の状況につきまして、会計別にご説明いたします。同じページの中段以降におきまして、それぞれの科目に対し、一番右側の列に前年度決算額に対する増減率を記載しておりますのでご覧ください。

はじめに一般会計についてご説明いたします。

まず、歳入であります。分担金及び負担金は4.2%の減であります。これは、従来、特別会計に区分しておりましたケアハウスと高齢者生活支援ハウスの負担金を令和3年度から一般会計に移動した増の要素があった一方で、地方債償還の終了により、公債費負担金がなくなったこと、また、児童手当負担金、公会計負担金、普通会計負担金につきましても実績により減となったことによるものであります。

繰入金は2.2%の増であります。これは、特別会計からの繰入金であります。一般会計の歳出の実績によるものであります。

繰越金は、5,951円の増、率にいたしまして71%の増であります。

諸収入は、2,388万4,548円の増であります。これは、ケアハウスと高齢者生活支援ハウスに係る料金収入を特別会計から一般会計に移動したことによるものであります。

続いて歳出であります。議会費が17.4%の増であります。これは、大仙市議会並びに美郷町議会から本組合議会に選任された議員の方々に入れ替わりがあったことに伴う費用弁償の増加によるものであります。

総務費は、0.5%の増であります。これは、新たに会計年度職員1名を総務課の事務補助として任用したこと等によるものであります。

公債費は、皆減、全てなくなりました。これは、地方債の償還が全て終了したことによるものであります。

民生費は、令和3年度からの新設であります。これは、従来、特別会計に区分しておりましたケアハウスと高齢者生活支援ハウスの予算を一般会計に移動したことによるものであります。

次に3ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計につきましてご説明いたします。

歳入であります。サービス収入が2.1%の増であります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、通所介護事業で減収となった一方で、介護職員に係る特定処遇改善加算の取得があったため、わずかに増となったものであります。

分担金及び負担金は、78%の減であります。これは、主に地方債償還の終了と、大規模改修の減によるものであります。

財産収入は、33.8%の減であります。これは、資金繰りのため財政調整基金から現金を一時的に借りるいわゆる繰替運用に係る利子が、運用額の実績により減となったものであります。

寄付金は、6万円の増であります。

繰入金は、前年度同様なしであります。

繰越金は、100.9%の増であります。

諸収入は、67.5%の減であります。これは、新たに大仙市から通所サービスに関する受託事業収入があった一方で、ケアハウスと高齢者生活支援ハウスに係る予算を一般会計に移動したことにより、減となったものであります。

県支出金は、1億1,318万6千円の増であります。これは、真森苑増床改修工事の整備費補助金の交付によるものであります。

組合債は、1億4,450万円の皆増であります。これは、真森苑増床改修工事の整備費に係る地方債の借入れによるものであります。

次に歳出をご説明いたします。

総務費は、167.6%の2億9,445万8,978円の増であります。これは、主に真森苑増床改修事業によるものであります。

民生費は、全て一般会計に移動したため、皆減となっております。

サービス事業費は、1.5%の減であります。これは、令和2年度に県から支給された感染症対応従事者慰労金が、令和3年度はなかったこと等によるものであります。

公債費は、95.4円の減であります。これは、地方債償還が進んだことによるものであります。

諸支出金は、99.9%の減であります。これは、財政調整基金への積立てを見送ったことによ

るものであります。

次に5ページをお願いいたします。

性質別歳出につきましてご説明いたします。

構成割合につきまして普通建設事業費の割合が大きく増加しておりますが、これは真森苑の増床に係るものであります。

次に6ページの財政調整基金の状況をご覧願います。

令和3年度は、例外的に支出の多い年となったため、積立てを見送りすることとし、残高は、利子分のみ増加し、7,238万4,127円であります。

次に7ページをお願いいたします。

介護サービス等事業の状況をご覧願います。

はじめに、施設介護サービス事業であります。いずれの施設におきましても入退所の多い状況でありました。左から4列目の「退所による空床日数」であります。これは、ベッドが空いたところに新たに入所するまでの日数の累計であります。令和3年度の合計日数は、1,224日でありますので、退所人数の90人で割りますと新規入所1人当たりの調整に13.6日かかっているということであり。令和2年度は、空床783日に対し、退所人数が52人であり。新規入所の調整に15日かかっていたという事であり。これを施設別に見ますと、真昼荘と真木苑は、新規入所調整を10日程度で終えているのに対して、真森苑は平均18日かかっているという状況であります。同室者の性別の関係に加え、入所候補者の病状や感染症の状況などを精査した上での決定となることから、各施設で対応が異なり、調整が長引く事案もあるためであります。左から5列目の入院による空床日数であります。前年度と比較して、全施設合計で591日減となっており、サービス収入の増につながっております。

続きまして通所介護事業であります。実施しているのは真木苑のみであります。新型コロナウイルスによる営業日数の減や利用控えにより、新規登録人数を登録解除人数が上回り、年間平均稼働率が57%となりました。利用登録者は、51名で、前年度から16名の減になります。

続きまして居宅介護支援事業であります。かいご相談センターとして真森苑に併設しております。相談件数は、新型コロナウイルスの影響により減少いたしました。ケアプラン件数も211件減少しておりますが、これは、主に施設入所によるケアプラン作成者の変更によるものであります。

続きまして、ケアハウス事業であります。ひまわり荘として、真木苑に併設しております。前年度比でわずかに入退居が多く、稼働率が1.1%の減となりました。

続きまして、高齢者生活支援ハウス事業であります。延寿庵として、真森苑に併設しております。令和3年度は入退居が少なく、稼働率が7.3%の増となりました。

続きまして、通所型サービスA単独型事業であります。これは、従来、大仙市社会福祉協議会が大仙市から受託していたものであります。令和3年度からは新たに本組合が受託し、真森苑におきまして、あじさいサロンとして実施しております。この事業は、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態になることを予防するサービスを実施するもので、登録者は、38名、大仙市の事業でありますので、大仙市民が対象となっております。年間平均稼働率が38.7%となっております。

次に、決算書の事項別明細書に基づきまして、収入未済や不用額等の内容をご説明申し上げます。

はじめに一般会計につきまして、資料No.2の12ページをお願いいたします。

歳入であります。一般会計では収入未済はございません。

次に歳出は、16ページから21ページまでであります。特段の不用額はございません。

次に介護保険事業特別会計につきまして、32ページをお願いいたします。

歳入であります。1款2項 自己負担金収入で収入未済がございます。真昼荘分の42万9,220円につきましては、対象者は1名であり、分納の対応をしております。真木苑分は現年度分が1名分と、それから35ページになりますけれども、滞納繰越分が2名分であり。現年度分の3万2,261円につきましては、引き続き督促をしております。滞納繰越分の

137万7,207円につきましては、債務者の状況を精査した上で、条例に基づき、不能欠損処理に向けた検討を行っているところであります。真森苑分の9万5,519円につきましては、対象者は1名で、令和4年度において納入済みであります。

48ページをお願いいたします。

歳出であります。2款1項1目 真昼荘施設介護サービス費の3節、職員手当等におきまして134万2,301円の不用額がありますが、主に介護職員処遇改善調整手当及び特定処遇改善手当の不用額であります。これは、これらの手当支給額の最終的な支給額が年度終了後でなければ確定しないというようなことから生じたものであります。

51ページをお願いいたします。

2目 真木苑施設介護サービス事業費の3節、職員手当等の不用額201万6,332円につきましても、同様に処遇改善に係る手当に関するものであります。

53ページをお願いいたします。

3目 真森苑施設介護サービス事業費の3節、職員手当等の不用額210万3,195円も同様であります。

55ページをお願いいたします。

3目 真森苑施設介護サービス事業費の13節、委託料におきまして128万6,819円の不用額がありますが、これは、給食業務委託に係る実績の減によるものであります。

以上、議案第11号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○ 2番（本間輝男）

議長。

○ 議長（後藤健）

はい、2番 本間議員。

○ 2番（本間輝男）

介護保険事業特別会計のことについて少し触れます。

私ども大仙市では農業集落排水事業がいま名称が変わりまして下水道事業に変わっております。そこだけまず一つ。ところで、下水の使用料、通称農業者用排水使用料に関して。真木が276万、真昼が193万、真森苑が207万と数字が出ているわけですが、これはメーター管理なのかそれとも入所者一人当たりという換算でやっているのか、そこ一つ確認します。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

お答えします。メーター管理であります。

○ 議長（後藤健）

はい、2番 本間議員。

○ 2番（本間輝男）

メーター管理だとしても率直に申し上げますと、真木と真昼では定員がある程度そんなに違いがないと思います。ただ、通所とか云々の他の事業も重なっているために真木が多いという解釈はできますけれども、真木と真昼で100万も違うという事については検討されたことはありますか。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

- **事務局長（藤澤健吾）**
お答えいたします。入所者の人数というよりは、施設の特徴でありますけれども真木苑の場合先ほどご質問のなかにもありましたとおりデイサービス事業もおこなっているですとか、それからケアハウスというものが付随しているですとか、もしかすると浴槽の大きさも違うですとかそういった施設ごとの排水量にかかわる特色が大きく異なっているというようなことから真木苑の集排水の料金が大きくなっていくという事で理解しております。
- **議長（後藤健）**
はい、2番 本間議員。
- **2番（本間輝男）**
わかりました。多分そうだと思います。ただ実際私どもの大仙市のことを申し上げますと、下水道事業も一般会計から繰り入れしないとやっていけないような非常に厳しい状況であります。将来的に企業管理ということで、私ども移行しながら会計的には企業会計に移ってます。将来的どうなるかまだ見通しつきませんが、いずれこれに関しても相当工夫が必要だというふうに私思っています。メーターそのものも良しとしても吟味しながら将来的にやっていたければ幸いです。答弁ありません。
- **議長（後藤健）**
はい、ほかに質疑ありませんか。
- **議長（後藤健）**
よろしいですか。
ないようですので、以上で質疑を終結いたします。
- **議長（後藤健）**
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(なし)
- **議長（後藤健）**
討論なしと認めます。これより、議案第11号を採決いたします。
本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)
- **議長（後藤健）**
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

日程第9 議案第12号 令和4年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第1号）

- **議長（後藤健）**
日程第9、議案第12号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。
- **事務局長（藤澤健吾）**
はい、議長。
- **議長（後藤健）**
はい、局長。
- **事務局長（藤澤健吾）**
議案第12号、令和4年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。
資料No.3の1ページ、併せまして資料No.7をお願いいたします。
今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費の補正であり、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ29万7千円を追加し、補正後の予算総額を7,911万7千円とするものであります。
それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。
2款、繰入金は、29万1千円の増額補正であります。
3款、繰越金は、6千円の増額補正であります。先に認定いただいた決算に基づくものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

2款、総務費は、14万4千円の増額補正であります。主に今般の給与改定に伴うものであります。

12ページをお願いいたします。

3款、民生費は、15万3千円の増額補正であります。同様に、給与改定に伴うものであります。

以上、議案第12号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

○ 議長（後藤健）

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

討論なしと認めます。これより、議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（後藤健）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 議案第13号 令和4年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○ 議長（後藤健）

日程第10、議案第13号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○ 議長（後藤健）

はい、局長。

○ 事務局長（藤澤健吾）

議案第13号、令和4年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

資料No.3の25ページ、併せまして資料No.8をお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入の実績に伴う補正、給与改定に伴う人件費の補正が主なものであり、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,289万4千円を減額し、補正後の予算総額

を10億6,770万6千円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。

32ページをお願いいたします。

1款、サービス収入は、2,403万6千円の減額補正であります。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、新規入所の遅延、サービスの休止等が避けられず、大幅な減収となったためであります。

4款、寄附金は、実績により9千円の増額補正であります。

5款、繰越金は、1,113万3千円の増額補正であります。

6款、諸収入は、300万円の減額補正であります。これは、大仙市の通所型サービス受託事業に係るものでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を控えたことによるものであります。

8款、繰入金は、サービス収入の減収を補うため、財政調整基金繰入金として300万円の増額補正であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

1款、総務費は、94万4千円の増額補正であります。これは、給与改定のほか、嘱託医の配置や報酬額の見直しに伴うものであります。

38ページをお願いいたします。

2款、サービス事業費は、2万5千円の増額補正であります。これは給与改定のほか、任用実績等に伴うものであります。

42ページをお願いいたします。

3款、公債費は、28万7千円の増額補正であります。これは、真森苑増床改修工事に係る地方債の利率改定に伴うものであります。

44ページをお願いいたします。

4款、諸支出金は、1,415万円の減額補正であります。これは、サービス収入の減に伴い、財政調整基金積立金を減額するものであります。

以上、議案第13号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○ 議長（後藤健）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

○ 議長（後藤健）

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なし）

○ 議長（後藤健）

討論なしと認めます。これより、議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（後藤健）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

○ 議長（後藤健）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後2時17分 宣告）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

大仙美郷介護福祉組合議会議長

署名議員

署名議員